

「(仮称) 川崎こども心理ケアセンターかなで」概要

- 施設種別： 情緒障害児短期治療施設（児童福祉法第 4 3 条の 2）
⇒「軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」
*川崎市内には初めての設置（県内 2 施設目）。全国では 4 2 か所（27年4月1日現在）。
- 定 員： 入所 4 0 人 通所 1 0 人
*入所・通所の決定は、「児童相談所」が行います。利用希望があれば使える施設ではありません。
*対象児は原則川崎市内のお子さんですが、他都市のお子さんを受け入れる場合があります。
- 対象児童・目的： 家庭・学校・社会での対人関係のもつれや歪みなどの心理的情緒的な原因によって不安定になっている子どもについて、支援施設全体が治療の場であり、施設内で行う全ての活動が治療であるという「総合環境療法」の視点から、子どもたちの支援を行います。生活、心理、医療、教育が連携して、ひとりひとりの子どもの課題に取り組み、生活支援 食事・遊び・勉強など日課に沿ってスタッフや友達と生活し、基本的な生活習慣や、集団の中で暮らすことのできる力を身につけます。
- 職 員： 生活支援をする児童指導員、心理治療をするセラピスト、学校教育に携わる小中学校の教員、栄養士や看護師、医師（児童精神科医を想定）、事務員、施設長など、様々なスタッフが、子どもの支援を行います。
- 学校教育： 井田小・中学校分教室が、併設予定（平成 2 8 年 4 月～）されています。子どもひとりひとりの特性に応じた学習を考えています。
- 運 営： 社会福祉法人 横浜博萌会（よこはまはくほうかい）
（横浜市戸塚区において同種施設「いずみ学園」を運営）
- 予 定： 平成 2 7 年 8 月末 建物完成予定
1 0 月 入所・通所施設開設
平成 2 8 年 4 月 施設内学級開設

「(仮称)川崎こども心理ケアセンターかなで」案内図

